

令和5年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

①	令和4年度運営指導における指摘事項について【貸与・販売】	1
②	福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】	10
③	複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】	11
④	福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】	13
⑤	全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】	14
⑥	福祉用具専門相談員について【貸与・販売】	16
⑦	体位変換器の取扱いについて【貸与】	17
⑧	軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】	19
⑨	介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について【貸与・販売】	22
⑩	複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】	23
⑪	身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】	24
⑫	福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】	25
⑬	感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】	26
⑭	退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参加促進について【貸与】	27
⑮	特定福祉用具販売の種目追加について【販売】	28
⑯	福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与・販売】	31

① 令和4年度運営指導における指摘事項について 【貸与・販売】

＜（介護予防）福祉用具貸与＞

1. 変更の届出等に関する事

(1) 市に届け出ている平面図の区画（相談室）と現況が異なる。

なお、現況において必要な設備を有していることは確認できた。

☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事／運営規程に関する事

(1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。

- ・全国平均貸与価格の説明及び同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報の提供について
- ・指定（介護予防）福祉用具貸与の提供方法
- ・取扱種目及び利用料その他の費用の具体的な記載
- ・福祉用具の消毒の方法
- ・搬出、消毒及び保管の業務に関して委託契約をしている全ての事業所の名称
- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業員の職務内容
- ・苦情処理の体制及び手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・事故発生時の対応
- ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意署名
- ・虐待の防止のための措置に関する事項（※令和6年3月31日まで経過措置）

☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。

3. 指定（介護予防）福祉用具貸与の具体的取扱方針に関する事／（介護予防）福祉用具貸与計画の作成に関する事／居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携に関する事／居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供に関する事

(1) 全国平均貸与価格に関する情報、及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供したことが確認できない。

☞ 利用者が適切な（介護予防）福祉用具を選択することができるよう、利用者に対し、

全国平均貸与価格に関する情報、及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供してください。なお、提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行う必要があります。

(2) 福祉用具貸与計画を作成し、その内容を説明した上で利用者に交付したことは確認できたが、当該利用者に係る介護支援専門員に対し、交付しているものの、交付したという記録がなかった。

☞ 福祉用具専門相談員は、(介護予防)福祉用具貸与計画の作成にあたっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該(介護予防)福祉用具貸与計画を利用者及び介護支援専門員に交付しなければならないため、介護支援専門員に交付したことが確認できるよう記録を残してください。

4. 勤務体制の確保等に関すること

(1) 勤務体制の確保等に関して、以下のような事例があった。

1. 月ごとに勤務予定表を作成していない。なお、タイムカードの勤務実績記録により、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上であることは確認できた。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、指定(介護予防)福祉用具貸与事業にかかる日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成し、福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上であることを把握してください。

2. 貴事業所では、土曜日を営業日としているが、勤務予定表で福祉用具専門相談員全員が公休または半休となっており、営業していない日があった。

なお、勤務予定及び勤務実績にて、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2であることは確認できた。

☞ 勤務予定表を作成する上で、運営規程に規定された営業日及び営業時間については、事業所が営業すべき時間であるため、福祉用具専門相談員が勤務する体制を整えてください。

3. 貴事業所では、月ごとに勤務表を作成し、勤務時間数を記載しているが、日々の勤務の開始時間及び終了時間の記載がない。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、指定(介護予防)福祉用具貸与事業にかかる日々の勤務開始時間及び終了時間を記載すること。

(2) 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、不十分な点があった。

☞ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害される

ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。

5. 業務継続計画の策定等に関すること

(1) 業務継続計画の策定等について、以下の点について不十分な点があった。

- ☞ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定（介護予防）福祉用具貸与の提供を受けられるよう、業務継続計画の策定等、必要な措置を講じてください。

なお、業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日まで努力義務とされていますが、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意してください。

6. 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関すること

(1) 事業所として、福祉用具専門相談員の資質の向上のための内部研修の記録がなく、福祉用具専門相談員は外部研修へも参加していない。

- ☞ 事業所として、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、（介護予防）福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。

なお、実施又は参加した研修の内容については記録に残し、事業所内で資料等を回覧し、確認印を押す等漏れなく情報共有できる体制を整えること。

また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定（介護予防）福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。

7. 衛生管理等に関すること

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策について、不十分な点があった。

- ☞ 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じてください。

なお、感染症の予防及びまん延の防止のための対策のうち、令和6年3月31日まで努力義務とされているものについては、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意してください。

(2) （介護予防）福祉用具の保管及び消毒を委託により他の事業者に行わせているが、実施状況について定期的に確認しておらず、その結果等も記録していない。

- ☞ 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託する事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録してください。

よって、委託契約書に掲げた期間で確認し、その結果等を記録に残し、2年間保存してください。

8. 掲示及び目録の備付け

(1) 重要事項の掲示について、以下について不十分な箇所がある。

① 運営規程と重要事項説明書をファイルに綴じてあるが、利用者が自由に閲覧できる場所に設置していない。

② (介護予防) 福祉用具のカタログを備え付けていない。

☞ 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

したがって、運営規程及び重要事項説明書については、運営指導の指摘を改善した後、最新のものを掲示等すること。

なお、重要事項説明書には運営規程の概要が含まれるため、運営規程の掲示は省略しても差し支えない。

また、カタログについては、利用者の福祉用具の選択に資するため、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他必要事項が記載されたものを備え付けること。

9. 秘密保持等に関すること

(1) 貴事業所で雇用している従業者に対して、雇用時に秘密保持に関する誓約書を徴収していない。

☞ 現状で指定(介護予防)福祉用具貸与に関する業務を行うに当たって、秘密保持に関する誓約書を徴収していない従業者については、法人として改めて誓約書を徴収してください。

10. 苦情処理に関すること

(1) 苦情に対する相談窓口は設置しているが、苦情処理の手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、マニュアル及び苦情を記録する様式が作成されていない。

☞ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理の措置の概要をマニュアル作成等により明らかにすること。

11. 虐待の防止に関すること

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、不十分な点があった。

☞ 虐待の発生又はその再発を防止するよう、必要な措置を講じてください。

なお、虐待の防止のための措置については、令和6年3月31日まで努力義務とさ

れていますが、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意してください。

1 2. 指定（介護予防）福祉用具貸与費に関すること

(1) 軽度者の対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費について、算定の可否の判断基準となる資料（要介護（要支援）認定の認定調査票の内容が確認できる文書及び福祉用具貸与に係る協議書）を、当該軽度者の担当介護支援専門員から入手しておらず、確認しないまま指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定していた事例があった。

☞ 軽度者に対して対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定する場合、算定の可否を判断する資料（要介護（要支援）認定の認定調査票の内容が確認できる文書及び福祉用具貸与に係る協議書）を担当介護支援専門員等より入手し、確認した上で、指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定してください。なお、入手した文書はサービス記録と併せて保存しておいてください。

< 特定（介護予防）福祉用具販売 >

1. 変更の届出等に関する事

(1) 市に届け出ている平面図の区画（相談室）と現況が異なる。

なお、現況において必要な設備を有していることは確認できた。

☞ 事業所の平面図の変更として、速やかに指定事項等変更届を提出し、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出てください。

2. 内容及び手続の説明及び同意に関する事／運営規程に関する事

(1) 重要事項説明書・運営規程の内容に不備がある。

- ・事業所の職員体制等
- ・実態に即した通常の事業の実施地域
- ・取扱種目及び販売費用の額その他の費用の具体的な記載
- ・利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意署名
- ・虐待の防止のための措置に関する事項（※令和6年3月31日まで経過措置）

☞ 利用者に対する説明責任として重要事項説明書・運営規程の内容について完備してください。

3. 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成に関する事

(1) 福祉用具貸与計画の作成後、新たに特定福祉用具販売計画を作成した利用者について、福祉用具貸与についての記載がされていない。

☞ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定（介護予防）福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成する際、指定（介護予防）福祉用具貸与の利用があるときは、（介護予防）福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。

(2) 特定（介護予防）福祉用具の購入を希望している利用者に対して、指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供の開始に際し、特定（介護予防）福祉用具販売計画についての説明及び文書同意を得ていない事例があった。

☞ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定（介護予防）福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成し、その内容について利用者又は家族に説明し、利用者の文書同意を得ること。また当該計画を利用者に交付すること。

4. 勤務体制の確保等に関する事

(1) 勤務体制の確保等に関して、以下のような事例があった。

1. 月ごとに勤務予定表を作成していない。

なお、タイムカードの勤務実績記録により、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上であることは確認できた。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、指定（介護予防）福祉用具貸与事業にかかる日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、常勤換算後の員数を記載した月ごとの勤務予定表及び勤務実績表を作成し、福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上であることを把握すること。

2. 貴事業所では、土曜日を営業日としているが、勤務予定表で福祉用具専門相談員全員が公休または半休となっており、営業していない日があった。

なお、勤務予定及び勤務実績にて、福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2であることは確認できた。

☞ 勤務予定表を作成する上で、運営規程に規定された営業日及び営業時間については、事業所が営業すべき時間であるため、福祉用具専門相談員が勤務する体制を整えてください。

3. 貴事業所では、月ごとに勤務表を作成し、勤務時間数を記載しているが、日々の勤務の開始時間及び終了時間の記載がない。

☞ 勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業にかかる日々の勤務開始時間及び終了時間を記載してください。

(2) 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、不十分な点があった。

☞ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてください。

5. 業務継続計画の策定等に関する事

(1) 業務継続計画の策定等について、以下の点について不十分な点があった。

☞ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供を受けられるよう、業務継続計画の策定等、必要な措置を講じてください。

なお、業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日まで努力義務とされていますが、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意してください。

6. 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等に関する事

- (1) 事業所として、福祉用具専門相談員の資質の向上のための内部研修の記録がなく、福祉用具専門相談員は外部研修へも参加していない。
- ☞ 事業所として、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定（介護予防）福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。
- なお、実施又は参加した研修の内容については記録に残し、事業所内で資料等を回覧し、確認印を押す等漏れなく情報共有できる体制を整えること。
- また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定（介護予防）福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めること。

7. 衛生管理等に関する事

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策について、不十分な点があった。
- ☞ 指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じてください。
- なお、感染症の予防及びまん延の防止のための対策のうち、令和6年3月31日まで努力義務とされているものについては、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意してください。

8. 掲示及び目録の備付け

- (1) 重要事項の掲示について、以下について不十分な箇所がある。
- ① 運営規程と重要事項説明書をファイルに綴じてあるが、利用者が自由に閲覧できる場所に設置していない。
- ② (介護予防) 福祉用具のカタログを備え付けていない。
- ☞ 指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- したがって、運営規程及び重要事項説明書については、運営指導の指摘を改善した後、最新のものを掲示等すること。
- なお、重要事項説明書には運営規程の概要が含まれるため、運営規程の掲示は省略しても差し支えない。
- また、カタログについては、利用者の福祉用具の選択に資するため、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他必要事項が記載されたものを備え付けること。

9. 秘密保持等に関すること

(1) 貴事業所で雇用している従業者に対して、雇用時に秘密保持に関する誓約書を徴収していない。

- ☞ 現状で指定特定（介護予防）福祉用具販売に関する業務を行うに当たって、秘密保持に関する誓約書を徴収していない従業者については、法人として改めて誓約書を徴収してください。

10. 苦情処理に関すること

(1) 苦情に対する相談窓口は設置しているが、苦情処理の手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要について、マニュアル及び苦情を記録する様式が作成されていない。

- ☞ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理の措置の概要をマニュアル作成等により明らかにすること。

11. 虐待の防止に関すること

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、不十分な点があった。

- ☞ 虐待の発生又はその再発を防止するよう、必要な措置を講じてください。

なお、虐待の防止のための措置については、令和6年3月31日まで努力義務とされていますが、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意してください。

② 福祉用具サービス計画の作成について【貸与・販売】

福祉用具サービスのより一層の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後も、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」(H30.4改訂あり)に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、**福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合**【※1】は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付(電磁的方法を含む。以下同じ)してください。

利用者に交付する福祉用具サービス計画は、担当の介護支援専門員にも交付してください。

【※1】について

福祉用具サービス計画(利用計画)の内容についての変更はなく、他の居宅サービス等の内容変更により居宅サービス計画が変更となる場合は、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。

ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者等から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ■ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html)

③ 複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインについて【貸与】

利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すことを目的として、福祉用具専門相談員に以下の内容が義務付けられています。

- ① 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
- ② 利用者に交付する福祉用具サービス計画書を介護支援専門員にも交付すること。
- ③ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること。

これを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」の中で、複数商品の提示等に当たっての説明様式を提示し、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や（選定提案）の活用方法、記載上の留意点等を示しています。

福祉用具専門相談員は、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、当該ガイドラインをご活用いただきますようお願いいたします。

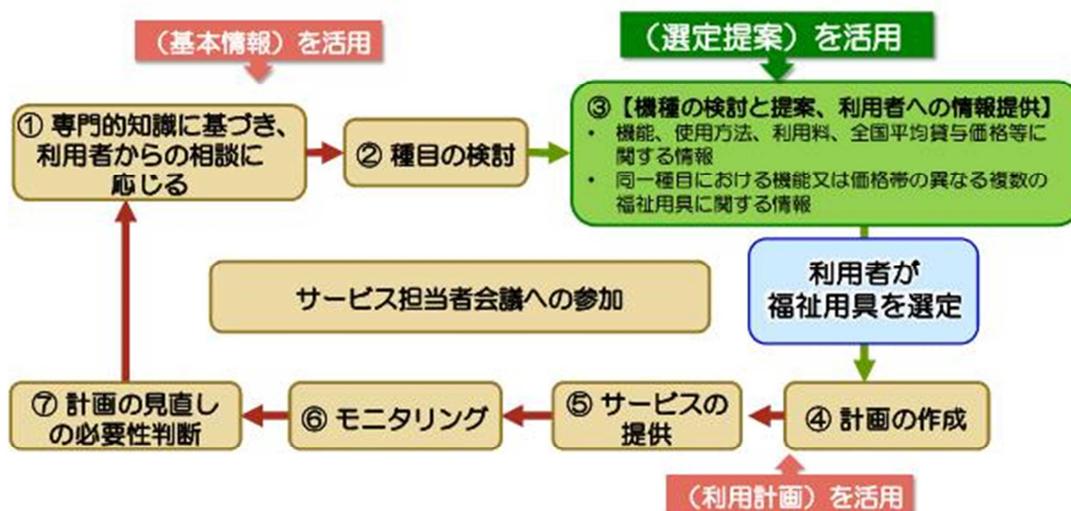
なお、当該様式等の使用を強制する趣旨のものではありませんが、当該様式以外の様式等を使用する場合も、当該様式に記載のある内容を具備しておくようお願いいたします。

- <掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>
- ①説明様式 (http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
 - ②ガイドライン (http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
 - ③「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

【ふくせん福祉用具サービス計画書の3点】



【福祉用具の支援プロセスにおける(選定提案)の位置づけ】



【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日 (vol.1))】

【福祉用具貸与】

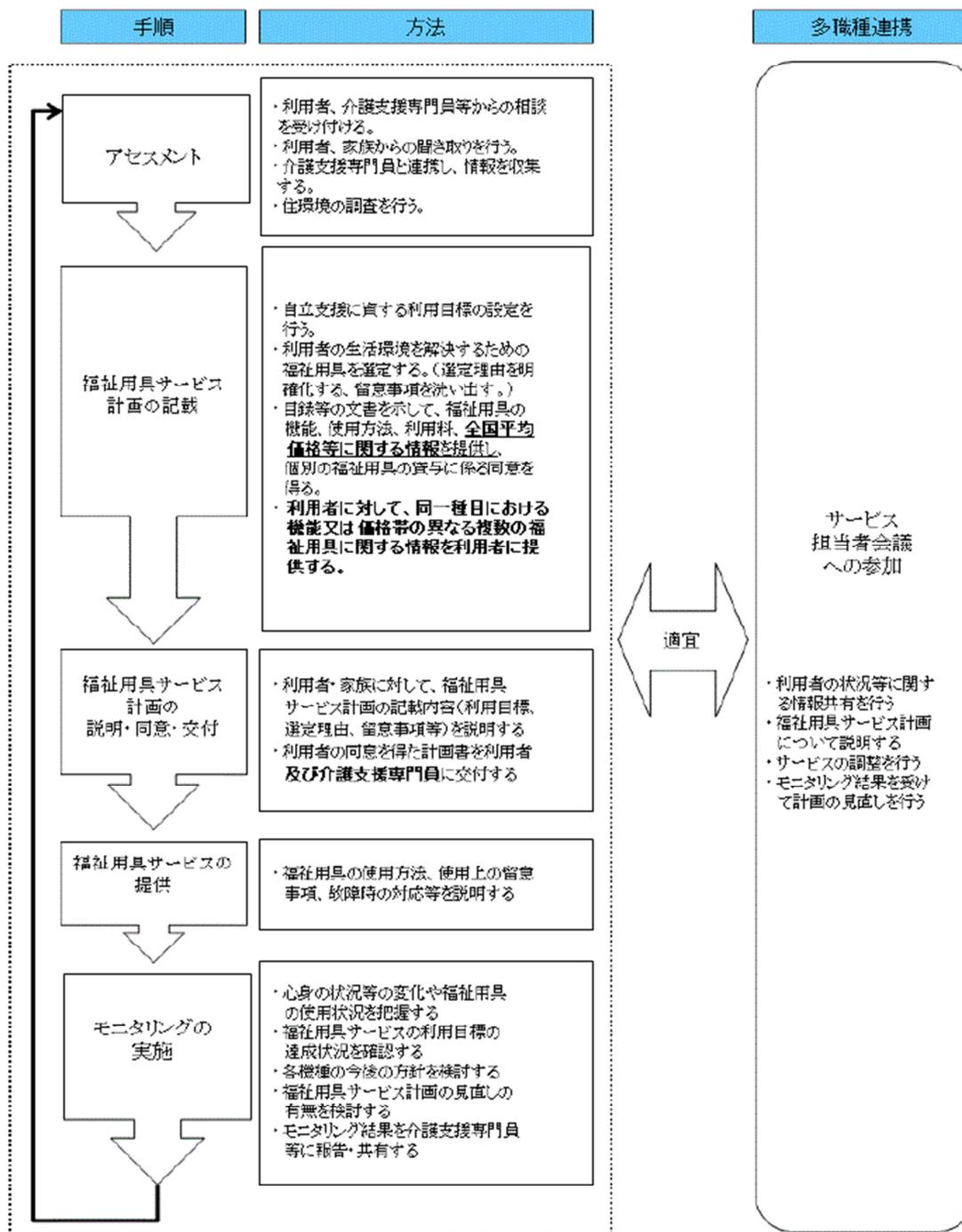
問130 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

※機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合については、理由等、詳細について記録に残しておく必要があります。

④ 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
 ※状況により前後することがあります。



⑤ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について【貸与】

貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、当該商品の全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行っています。

福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明しなければなりません。

なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省ホームページにて公開されています。

《全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定について》

- ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
- ・ 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)を行う。
- ・ 上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、新商品について次回の改定は令和6年4月貸与分から適用する価格において行う。
- ・ 上限設定を行うにあたっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

(留意事項)

① 介護給付費請求について

平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者において、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与額は算定されません。

② 商品コードの記載について

貸与価格の上限が設定された商品について、商品コードに変更が生じた場合(例えば、福祉用具届出コードを有する用品がTAISコードを取得した場合など)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されません。

※ 平成30年4月17日付け事務連絡で、厚生労働省発出の「平成30年以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」を参照してください。なお、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、消費税込みの価格となります。

また、厚生労働省より「令和5年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）」が発出され、令和5年10月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品（新商品のみ）及びその価格が公表されておりますので、下記掲載先よりご確認ください。

今後も3カ月に一度公表される最新情報についてご確認をお願いします。

【掲載先】

①厚生労働省ホームページ **福祉・介護** 福祉用具

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

②公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

⑥ 福祉用具専門相談員について【貸与・販売】

人員に関する基準

福祉用具専門相談員の資格要件については、次のとおりとなっています。

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、指定講習修了者、適格講習修了者

上記資格要件を満たさない者が福祉用具専門相談員として従事しないようにしてください。また、指定（介護予防）福祉用具貸与と指定特定（介護予防）福祉用具販売を一体的に運営される場合は、常勤換算方法2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって人員基準を満たすものとしています。

なお、福祉用具専門相談員として、指定（介護予防）福祉用具貸与又は指定特定（介護予防）福祉用具販売に位置付けられた勤務時間内には、他の業務を行わないように御留意ください。

【福祉用具専門相談員指定講習会】

令和5年度に山口県内で開催が予定されている福祉用具専門相談員指定講習会については、随時「かいごへるびやまぐち」に掲載されていますのでご確認ください。

※受講の際には受講料が必要となりますのでご注意ください。

適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、（介護予防）福祉用具及び特定（介護予防）福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定（介護予防）福祉用具貸与及び指定特定（介護予防）福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

※上記のとおり、事業者として、適切な研修の機会を確保してください。

※なお、実施又は参加した研修の内容について、事業所内で周知できる体制を整えてください。

⑦ 体位変換器の取扱いについて【貸与】

問い合わせが多数ありましたナーセントパッドAについて、本市の取扱いについて下記のとおり周知いたします。

下 介 第 1 6 8 1 号

令和4年(2022年)7月8日

指定(介護予防)福祉用具貸与事業所
管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の取扱いについて(体位変換器)

平素は、本市介護保険事業に格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目については、厚生労働省告示及び解釈基準において示されておりますが、この度、下記の商品について問い合わせが多数ありましたので、本市の取扱いについて下記のとおり周知いたします。

記

1. 種目 体位変換器
2. 商品名 ナーセントパッドA
3. 本市の取扱い

当該商品については、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具貸与の製品として認証は受けていませんが、平成14年3月28日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡「運営基準等に係るQ&Aについて」の「V 福祉用具貸与」の項目で「体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば(給付の)対象となる。」と示されていることから、体位変換に用いる場合に給付の対象と判断しています。

このため、体位保持や床ずれ防止の目的でのみ用いる場合は給付対象とは認められません。

当該商品を貸与する際には、体位変換を目的とすることが明確にわかるよう福祉用具貸与計画に位置付けをしてください。

なお、福祉用具貸与計画上の使用目的が異なっている場合（例：体位保持や床ずれ防止の目的）は給付の返還対象となる場合がありますのでご注意ください。

【参考】

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成30年3月30日厚生労働省告示第180号)

6. 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

運営基準等に係るQ & Aについて (平成14年3月28日 厚生労働省老健局振興課)

【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

(問) 福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解釈してよいか。

(答) 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用方法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

以上

〒750-0006

下関市南部町21番19号下関商工会館4階

下関市介護保険課事業者係

TEL: 083-231-1371 FAX: 083-231-2743

⑧ 軽度者に対する福祉用具の例外給付について【貸与】

軽度者【要支援1・2、要介護1の利用者（排便機能を有する自動排泄処理装置においては、要介護2・3の者も含む。）】は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与に係る、下記枠内の福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となり、指定（介護予防）福祉用具貸与費については算定できません。

下関市では、その判断について「**軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン**」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

原則として保険給付の対象外となる種目

「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、
「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、
「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」、
「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」

指定（介護予防）福祉用具貸与費算定が可能となる場合

- ① 認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」（21頁参照）と判断できる場合
→「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし
- ② 主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」（21頁参照）と判断できる場合
○車いす及び車いす付属品
○（段差の解消を目的とする）移動用リフト（例：段差解消リフト）
→「福祉用具貸与表1」に係る協議書の提出が必要
※移動用リフトの中で、「昇降椅子」、「入浴用リフト」、「吊り上げ式リフト」は「福祉用具貸与表2」に係る協議書の提出をお願いします。
- ③ 利用者の疾病等により次の状態にあり、i～iiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通

じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」(21頁参照)に該当すると判断できる場合

→「福祉用具貸与表2に係る協議書」の提出が必要

②もしくは③に該当する軽度者の場合は、利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能となります。

区分変更等により、軽度者に該当するかどうか確認できないが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護支援専門員から介護保険課事業者係への事前連絡が必要です。認定がおりた後、介護支援専門員は介護保険課事業者係へ結果を連絡し、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出します。②もしくは③に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還となります。

なお、下関市では、提出された協議書の介護保険課での受付日又は事前連絡のあった日を起点として、介護保険適用か否かの審査をします。

【参考】

- 単位数表告示11-注4(予防も同じ)、留意事項通知 第2の9(2)
- 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号(H27.3.13付)
- 「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書^{◆1}を入手した上で、福祉用具貸与費の算定可能となる要件(①~③)のどれに該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

(◆1: 認定調査票の基本調査部分だけの写し、軽度者貸与に必要な該当項目を認定調査票から書き写した文書等)

令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7(歩行) →「できない」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) →「できない」 基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) →「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1(意思の伝達) →「できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか →「できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか →「ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。 基本調査2-2(移動) →「全介助」以外	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出。
移動用リフト (つり具の部分を 除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ちあがりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ※段差解消機	基本調査1-8(立ちあがり) →「できない」 基本調査2-1(移乗) →「一部介助」又は 「全介助」 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 ※段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト) (3)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) →「全介助」 基本調査2-1(移乗) →「全介助」	基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁③のi～iiiに該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出

※主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

⑨ 介護保険給付の対象種目か否か判断が難しい福祉用具について 【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【対象種目か否か疑義が生じた製品の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。

なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします（現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します）。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

- 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号（H11.3.31付）

⑩ 複合的機能を有する福祉用具について【貸与・販売】

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。

「複合的機能を有する福祉用具について」

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

(例) 「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーが感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」(3)を参照

※解釈通知において、「屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。(平成21年老振発第0410001号別添第2の1)

【具体例】

- ・ 認知症老人徘徊感知機器に該当する部分(例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分(例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」)が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象とする。(通信機器に相当する部分は、保険給付の対象外とする。)

⑪ 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為について【貸与・販売】

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その
他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、具体的には次のような行
為があげられます。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう
に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰
ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人へ迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

福祉用具の利用に伴う事故（身体的要因・精神的要因）を防止する理由で身
体拘束が行われているものもあるため、福祉用具の改善を行うことにより、こ
うした身体拘束を回避することが可能になります。

- ＜身体拘束廃止に向けて、福祉用具を活用する上での3つのポイント＞
- 身体状況に適合しやすく、使いやすい福祉用具
 - 身体・精神状態に応じて福祉用具を適合、活用する技術・知識
 - 福祉用具の使用に関する意識

（「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考）

福祉用具専門相談員は、モニタリングの際などに利用者の居宅を訪れること
が想定されるため、その際に上記のような身体拘束にあたる行為が行われてい
ないかという視点にも留意の上、利用者の状況を確認いただきますようお願い
いたします。

⑫ 福祉用具の製品事故等の情報収集について【貸与・販売】

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされたうえで、利用者が適切に使用するよう、継続して定期的に使用状況の確認を行う等、常に安全を確保する必要があります。各事業所においては、随時、福祉用具の製品事故等の情報収集を行うようにしてください。

製品事故の対象福祉用具の製造者名、製品名がわかった場合は、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は、利用者等に連絡を行い、適正な手続きを行ってください。また、事故の事例を収集するとともに、福祉用具を貸与・販売する際には留意点等の説明を十分行ってください。

製造者・製品名が分からない場合でも、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点の説明を十分行うようお願いします。

(参考)

- 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）ホームページ
<http://www.jaspa.gr.jp/>
- 日本福祉用具評価センター（JASPEC）ホームページ
<http://www.jaspec.jp/>
- 経済産業省（製品安全ガイド）ホームページ
http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
- 消費者庁ホームページ
<http://www.caa.go.jp/>

⑬ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について【貸与・販売】

令和3年度介護保険制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。
 （経過措置：令和6年3月31日までの間は努力義務）

■業務継続計画（BCP）の策定等

- ・業務継続計画の作成（感染症／災害）
- ・研修：年1回以上及び新規採用時^{※1}
- ・訓練：年1回以上^{※2}

《計画への記載項目》

感染症に係る計画	災害に係る計画
①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	①平常時の対応（建物・設備の安対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
②初動対応	②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	③他施設及び地域との連携

■感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・委員会：概ね6月に1回以上（定期）及び感染症が流行する時期等（随時）^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・訓練：年1回以上
- ・担当者の配置

《指針への記載項目》

平常時の対策	①事業所内の衛生管理（環境の整備等） ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
発生時の対応	①発生状況の把握 ②感染拡大の防止 ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ④行政等への報告 等

■虐待の防止

- ・委員会：定期的開催^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・担当者の配置

☞ 虐待防止の詳細については《共通編》58頁を参照

- ※1…感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
- ※2…感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ※3…他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
 また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ※4…テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

⑭ 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参加促進について【貸与】

令和3年度介護報酬改定において、退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参加促進について下記のとおり示されました。

《改正概要》

退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、居宅介護支援の退院・退所加算や施設系サービスの退所時の支援に係る加算において求められる退院・退所時のカンファレンスの要件について、「退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること」を追加。

☞福祉用具専門相談員等においては、居宅介護支援事業所等より退院・退所時のカンファレンスへの参加を求められた際には、居宅介護支援事業所等との積極的な連携に努めてください。

⑮ 特定福祉用具販売の種目追加について【販売】

令和4年4月1日より、「排泄予測支援機器」が特定（介護予防）福祉用具販売の種目に追加されました。

下 介 第 8 7 1 号
令和4（2022年）年4月12日

指定特定福祉用具販売事業所 管理者 様
指定特定介護予防福祉用具販売事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課
課 長 山 田 哲 也
(公 印 省 略)

特定（介護予防）福祉用具販売に係る特定（介護予防）福祉用具の種目の改正について（お知らせ）

平素は本市の介護保険事業に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
標記のことにつきまして、別添1のとおり、特定（介護予防）福祉用具販売に係る特定（介護予防）福祉用具の種目の一部が改正されました。

当該改正により、令和4年4月1日から排泄予測支援機器が特定（介護予防）福祉用具購入の給付対象となります。ご申請にあたり、各指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所の皆様におかれましては、別添2のとおり、留意事項等をご確認いただいた上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市介護保険課給付係
TEL : 083-231-1139 Fax083-228-6198

[排泄予測支援機器]

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者又はその介護を行う者に通知するもの

令和3年厚生労働省告示80号 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示」

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装置の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

H12. 1.31老企第34号
(最終改正：R4.3.31老高発0331第2号) 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」

介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について (令和4年3月31日老高発0331第3号)

1 給付対象について

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿することが見込める者。

2 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくい。

3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売すること。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意思があるか
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

5 市町村への給付申請

利用者は、[3](#)に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

また、市町村は、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合、利用者、特定福祉用具販売事業者、介護支援専門員、主治医等に対して事実関係の聴取を実施すること。

6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めること。

なお、「介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るQ&Aの送付について」
(令和4年3月31日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡※介護保険最新情報vol.1059中)
の内容についても確認をお願いします。

※「排泄予測支援機器」を購入の際には、事前に書類等の提出が必要となりますので、介護保険課給付係にご相談ください。

⑯ 福祉用具貸与に関する質問事項等について【貸与・販売】

福祉用具の全国平均貸与価格等利用者への説明について

(質問) 福祉用具の全国平均貸与価格等の利用者への説明について、厚生労働省のホームページには、月平均100件以上の貸与件数がある商品について全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧が掲載されているが、公益財団法人テクノエイド協会のホームページには月平均100件未満の福祉用具についても月ごとの平均貸与価格が掲載されている。利用者へ説明する際には、この月ごとの平均貸与価格を用いて行ったほうがよいか。

⇒ 一覧にある月平均100件以上貸与件数のある福祉用具については、利用者に対して全国平均貸与価格の説明義務があります。月平均100件未満のものについての説明義務は厚生労働省より示されていないため、しなくてはならないという範疇にはないと考えます。なお、テクノエイド協会では毎月平均貸与価格を掲載しており、月平均100件未満の福祉用具についてこれを用いて説明を行う場合、月毎で平均貸与価格が変動するため、利用者を混乱させる可能性に注意し、厚生労働省が発出した平均貸与価格ではない旨の説明が必要です。

コードの取扱について

(質問) TAIS コード又は届出コードの一覧は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで毎月公表されるが、毎月確認する必要があるか。

⇒ 新たに TAIS コード又は届出コードを取得する商品が一覧に追加されるほか、届出コードから TAIS コードに変更になる商品などもあり得るため、毎月確認する必要があります。正しくコードを記載しない場合は、国保連の審査において返戻となりますのでご注意ください。

貸与価格の上限設定に伴う貸与価格変更手続きについて

(質問) 貸与価格の上限設定に伴い貸与価格に変更があった場合、利用者あてに貸与価格の変更については通知を行うが、貸与価格の変更のみで同じ商品を貸与する場合であっても、サービス計画の作成が必要か。

⇒ 福祉用具サービス計画に、最低限記載する必要があるとされている事項は、

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(H24. 3. 16 付け介護保険最新情報V o 1. 267

「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 1)」参照)

であることから、福祉用具の機種に変更がない場合は、サービス計画の作成は不要です。

ただし、利用料については、重要事項説明書に記載すべきと考えられる事項であることから、変更が生じた際には、変更後の料金でのサービス提供開始前に利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を文書により得ておく必要があります。

同一種目の福祉用具貸与について

(質問) 自宅内で歩行器を利用している利用者がデイサービスに行くために、外用として同一の歩行器をもう1台貸与したいと希望があるが可能か。

⇒ 基準上、同一種目の福祉用具を複数貸与することに制限はないため、ケアマネジャーがアセスメントの結果、必要とあれば貸与は可能です。しかし、例えば、単に衛生面で自宅内用と外用を分けたいという希望で複数貸与をすることは適切ではありません。また、通所介護の送迎で使用する目的であれば、通所介護事業所が準備すべきです。

月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

(質問) 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の介護報酬はどうなるのか。

⇒ 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としています。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行う事も差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要があります。

なお、介護給付費明細書の記載方法については、福祉用具貸与を現に行った日数を記載します。

なお、月の途中から生活保護開始又は終了となった場合は、公費適用期間とそれ以外の期間を区別して請求する必要があります。

それぞれの期間に応じた日数を日割り計算した上で、請求をしてください。

車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について

(質問) 既に車いすや特殊寝台を介護保険の給付を受けずに利用している場合、付属品のみを介護保険で貸与することは可能か。

⇒ 既に車いすや特殊寝台を利用している場合には、これらについての介護保険給付の有無に関らず、付属品のみを介護保険で算定することは可能です。ただし、付属品については、本体と一体的に使用するものに限られているため、以下のような使用例は不適切な事例として介護給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 車いす用のクッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・ 特殊寝台付属品を家具調ベッドや簡易式ベッドの付属品として利用する。
- ・ オーバーベッドテーブルを物置（テレビ台や書見台）として使用する。

なお、付属品のみの貸与を行う際は、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を、福祉用具サービス計画書（基本情報）「利用している福祉用具」欄に記載してください。